

11/25 (金) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル



報道発表資料の配付日時 11月25日 (金) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度「絆づくりメッセージコンクール」及び「宗谷管内『北海道学び推進月間』」に係る入賞作品の展示会開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 展示期間 令和4年(2022年)11月28日(月)から12月2日(金)まで ※開庁時間 各日8時45分から17時30分まで</p> <p>2 場所 宗谷合同庁舎1階 道民ギャラリー(稚内市末広4丁目2番27号)</p> <p>3 展示作品 (1) 絆づくりメッセージコンクール ア 「ことば・メッセージ」における宗谷教育局最優秀賞及び奨励賞作品 イ 「ポスター・メッセージ」における宗谷教育局最優秀賞及び奨励賞作品 (2) 宗谷管内「北海道学び推進月間」 ア 宗谷教育局最優秀賞及び奨励賞作品</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道教育庁宗谷教育局 教育支援課長 千代隆志 ダイヤルイン 0162-33-3740 (内線:3200) 教育支援課教育支援係主事 元由麻理香 ダイヤルイン 0162-33-3750 (内線:3212)		
-------------	--	--	--

## 令和4年度

### 「絆づくりメッセージコンクール」～いじめやネットトラブルの根絶を目指して～ 実施要項

(令和4年(2022年)6月17日 北海道いじめ問題対策連絡協議会決定)

#### 1 目的

いじめやネットトラブルの根絶を目指し、よりよい人間関係づくりを呼びかけるメッセージを青少年から募集し、いじめの根絶とインターネットの適切な利用に関する啓発活動に活用することにより、よりよい人間関係を構築し、思いやりをもって人と接する社会の実現に向けた意識の向上を図る。

#### 2 主催

北海道いじめ問題対策連絡協議会

#### 3 主管

各管内の地域いじめ問題等対策連絡協議会

#### 4 募集期間・審査時期

- (1) 募集期間 6月24日(金)～8月31日(水)
- (2) 管内審査 9月1日(木)～9月22日(木)
- (3) 全道審査 10月上旬

#### 5 対象

道内の青少年(道内の国公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒等)

#### 6 募集する内容

よりよい人間関係や絆づくりを呼びかける内容

例 ・好ましい人間関係づくりに関すること

・友達との助け合いに関すること

・いじめ(ネットいじめを含む)の根絶に関すること

・いじめ(ネットいじめを含む)を受けている友達を助けることに関すること

・インターネットへの誹謗中傷等の書き込みの禁止に関すること

・インターネット上の有害情報やSNS上の個人情報発信に伴う被害の防止に関すること  
など

#### 7 募集する内容・部門等

上記6の内容について「ことば・メッセージ」と「ポスター・メッセージ」を募集する。

##### (1) ことば・メッセージ(おおよそ20字程度)

ア 小学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

イ 中学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

ウ 高等学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

(2) ポスター・メッセージ (B3判 [36.4×51.5cm] 又は、四つ切り [38×54cm] の用紙)

ア 小学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

イ 中学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

ウ 高等学校の部

(ア) 個人部門

(イ) 団体部門

※1 ことば・メッセージ「(ア) 個人部門」に応募する際は、応募作品票 (別紙1) にメッセージや絆づくりにこめた思いを記載する。また、「(イ) 団体部門」に応募する際は、応募作品票 (別紙3) を参考に、児童会・生徒会や学級において人との関わり方について考える機会を設けるとともに、応募作品票にメッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載する (写真の貼付も可とする)。

※2 小学校の部には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部の児童、中学校の部には義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の生徒、高等学校の部には中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒の作品を含む。

※3 学校に在籍していない青少年 (18歳以下) からの応募は、応募者の年齢に相当する部の作品として受け付け、審査対象とする。

## 8 応募方法

(1) 道内の国公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒

次により、在籍する学校を通じて応募する。学校は、各教育局の教育支援課に送付する。なお、札幌市を除く市町村立学校については、所管する市町村教育委員会を通じて、各教育局の教育支援課に送付する。

また、札幌市立学校については、札幌市教育委員会に送付する。

ア ことば・メッセージ

所定の応募作品票 (別紙1) に、作品と学校名、部門及び作成者を記入すること。また、メッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載すること。

イ ポスター・メッセージ

作品の裏面に、学校名、部門及び作成者を記入した応募作品票 (別紙2) を貼付すること。

(2) 上記の学校に在籍していない青少年（18歳以下）

次により、各教育局の教育支援課に送付する。

ア ことば・メッセージ

所定の応募作品票（別紙1）又は任意の用紙に、作品と部門、作成者、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号）を記入すること。また、メッセージ作成の過程やメッセージや絆づくりにこめた思い等を記載すること。

イ ポスター・メッセージ

作品の裏面に、作成者の氏名、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号等）を記入した応募作品票（別紙2）を貼付するか、作品の裏面に直接、応募する部門の名称、作成者の氏名、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号等）を記入すること。

(3) 応募作品は未発表作品であることを条件とする。

(4) 各部における個人部門への応募は、1人1作品とする。ただし(ア) 個人部門と(イ) 団体部門の重複は可能とする。

## 9 審査

### (1) 管内審査

管内ごとに審査し、各賞を選定するものとする。ただし、石狩管内については、札幌市立学校と札幌市立学校以外に区分して、それぞれ審査し、各賞を選定する。

各教育局が応募を受け付けた作品は、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会が、札幌市教育委員会が応募を受け付けた作品は、札幌市教育委員会が審査し、それぞれ、次の各賞を選考する。

ア 最優秀賞 「ことば・メッセージ」における各部の各部門1作品及び「ポスター・メッセージ」における各部2作品、計12作品

イ 奨励賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」における各部2～4作品程度、計12～24作品程度

### (2) 全道審査

各管内及び札幌市において最優秀賞を受賞した作品について、北海道いじめ問題対策連絡協議会が最終審査を行い、次のア・イの各賞を選定する。

なお、ウの高等学校長協会特別賞については、北海道高等学校長協会が、ことば・メッセージの候補作品から審査し、選定する。

ア 全道最優秀賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」における各部（小学校の部、中学校の部、高校学校の部）ごと1作品、計6作品

イ 全道優秀賞 「ことば・メッセージ」「ポスター・メッセージ」における各部（小学校の部、中学校の部、高校学校の部）ごと1作品、計6作品

※全道最優秀賞及び全道優秀賞を受賞したことば・メッセージは、よつ葉乳業株式会社の協力により、「よつ葉北海道十勝軽やかしぼり」（1リットル牛乳パック）の広告欄及び啓発用ポスターに作品、作成者、学校名を掲載する。

ウ 高等学校長協会特別賞（高等学校長協会賞1作品、北海道高等学校安全互助会理事長賞1作品、奨励賞4作品以内）

10 表彰等

全道審査の入賞者は、11～2月に各管内で賞状授与を予定

なお、全道最優秀賞受賞者は、よつ葉乳業株式会社の協力により、副賞を授与する。

11 入賞作品の活用等

全道及び各管内の審査において最優秀賞を受賞した作品及び作成者、学校名（青少年の場合は氏名、年齢及び住所地市町村名）については、北海道教育委員会の広報活動（Webページや作品展示等）において全道に公表するなど、いじめの根絶とインターネットの適切な利用等に関する啓発活動に活用する。また、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会においても、同様に管内入賞作品を活用する。

12 その他

- (1) 応募作品票に記入された個人情報、本賞選考及びいじめの根絶及びネットトラブルの防止に係る啓発活動以外に使用しない。
- (2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属する。
- (3) 応募作品については、原則として返却しない。

## 「北海道学び推進月間」実施要綱

(平成21年3月31日教育長決定)

### 1 趣旨

本道の将来を担う子どもたちが、変化の激しい社会を自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する力を育むとともに、主体的に学習に取り組む意欲や態度を養うことが重要である。

このため、毎年4月と11月を「北海道学び推進月間」（以下「月間」という。）と定め、学力向上のための各種事業に重点的に取り組むとともに、家庭学習や読書などを奨励する広報啓発活動を通して、家庭や地域における学びの取組を一層推進することにより、子どもたちの「確かな学力」の向上を目指すこととする。

### 2 実施期間

#### (1) 北海道春の学び推進月間

入学や進級により新しい学年が始まる4月1日から4月30日までの1か月

#### (2) 北海道秋の学び推進月間

北海道教育の日である11月1日から11月30日までの1か月

### 3 実施主体

北海道教育委員会並びに市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

### 4 実施事項

教育委員会及び教育委員会が設置する学校（以下「学校」という。）は、月間において次の事項を重点的に実施するものとする。

#### (1) 教育委員会

##### ア 広報啓発活動

ポスター等啓発物品の作成・配布、広報紙やインターネット・ホームページへの掲載、ロゴマーク、標語、啓発ポスター等の募集など

##### イ 教育関係事業の実施

研修会、講習会、シンポジウム等の開催

#### (2) 学校

##### ア 学習指導や進路ガイダンスの充実

##### イ 研究授業の公開、国及び道の研究指定校における実践研究成果の発表等

##### ウ 児童生徒による学習成果の発表会

##### エ 児童生徒及び保護者への月間の周知

#### (3) その他、月間にふさわしい行事等の実施

### 5 取組状況の把握及び公表

北海道教育委員会は、月間における児童生徒の学力向上に資する取組の実施状況等を把握し、その結果を公表する。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、月間の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。